

『民法改正』法案』お詫びと訂正

本書の目次1頁目、本文199頁におきまして、誤植（青文字がすべて欠落）がありました。ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、正しい記載をお知らせいたします。

お手数ですが、当該ページに差し替えてご使用ください。

目次	<p>〔算用数字は本書におけるページ数です。第四編等改正がない箇所は（略）としています。〕</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 通則（第一条・第二条） 1</p> <p>第二章 人 1</p> <p>第一節 権利能力（第三条）…………… 1</p> <p>第二節 意思能力（第三条の二）…………… 2</p> <p>第三節 行為能力（第四条―第二十一条）…………… 2</p> <p>第四節 住所（第二十二条―第二十四条）…………… 2</p> <p>第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）…………… 13</p> <p>第六節 同時死亡の推定（第三十二条の二）…………… 16</p> <p>第三章 法人（第三十三条―第八十四条）…………… 16</p> <p>第四章 物（第八十五条―第八十九条）…………… 19</p> <p>第五章 法律行為…………… 19</p> <p>第一節 総則（第九十条―第九十二条）…………… 21</p> <p>第二節 意思表示（第九十三条―第</p>
目次	<p>第一編 総則</p> <p>第一章（同上）…………… 1</p> <p>第二章（同上）…………… 1</p> <p>第一節（同上）…………… 1</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 行為能力（第四条―第二十一条）…………… 2</p> <p>第三節 住所（第二十二条―第二十四条）…………… 2</p> <p>第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）…………… 13</p> <p>第五節 同時死亡の推定（第三十二条の二）…………… 16</p> <p>第三章（同上）…………… 16</p> <p>第四章（同上）…………… 19</p> <p>第五章（同上）…………… 19</p>
	<p>▲一八九六年には「民法（明治二九年法律第八九号）」で、財産法部分（第一編と第三編）のみが制定された。</p> <p>▲第一編第一章（通則）は日本国憲法制定に併せた一九四七年改正（昭和二十二年法律第二二二号）で追加された。</p> <p>▲中間論点整理（第63 規定の配置）において、「法律行為」の条文を第三編債権に置くべきが問われたが、現行維持。</p> <p>▲要綱「第2 意思能力」三条の二で判例を踏まえた、意思能力なき法律行為無効の明文規定が新設。</p> <p>▲要綱「第1 公序良俗」：九十条で「事項を目的とする」を削除。</p> <p>▲要綱「第3 意思表示」：九十三、九十五、九十六条等で判例</p>

第五百七十二条	<p>は、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。</p> <p>（担保責任を負わない旨の特約）</p> <p>第五百七十二條 売主は、第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかつた事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができる。</p> <p>■第五百八十一条Ⅱ買主の追完請求権</p> <p>■第五百六十五条Ⅱ移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任</p> <p>（代金の支払期限）</p> <p>第五百七十三条 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する。</p>
第五百七十一条	<p>（売主の担保責任と同時履行）</p> <p>第五百七十一条 第五百三十三条の規定は、第五百六十三条から第五百六十六条まで及び前条の場合について準用する。</p> <p>（担保責任を負わない旨の特約）</p> <p>第五百七十二條 売主は、第五百六十条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかつた事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができる。</p> <p>▲売主の担保責任に基づく填補賠償債務と買主の代金支払債務とが同時履行の関係に立つことは、五百三十三条の直接適用で規律されるとした「部会資料84-3・13頁参照」。</p>
第五百七十二条	<p>（代金の支払期限）</p> <p>第五百七十二条（同上）</p>

第三編 債権第一章 契約
 第三節 売買